

平成23年9月5日

国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会

資料2-1

## 2. 設計・施工一括発注方式等における 建設コンサルタント活用に関する 運用ガイドライン(案)について

---

## 1. 建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン(案)の概要 …… P. 2

「設計・施工一括発注方式等における建設コンサルタントの活用に関する運用ガイドライン(案)」の概要について説明

## 2. 建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン(案)について …… P. 3

「設計・施工一括発注方式等における建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン(案)」の内容について説明

## 3. 第3回懇談会における意見及び対応(案) …… P. 12

平成22年3月30日に開催された「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会(平成22年度 第3回)」における委員のご意見への対応(案)を説明

## ◆コンソーシアムの形態

コンソーシアムとは、建設会社と工事の設計について委託される建設コンサルタントによって構成されるグループの形態とする。

## ◆対象工事

対象工事は設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式を適用させる土木関係工事とする。

## ◆競争参加者

競争参加者は、これまでの建設会社に加え、コンソーシアムによる参加も認める。

## ◆概要

- ①コンソーシアムによる参加の場合には、建設会社に課する参加要件の他に、建設コンサルタントにも参加要件を課す。
- ②設計に関する技術者として、管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者の配置を求める。
- ③総合評価方式における技術提案として、設計に関する技術提案も求め評価する。
- ④コンソーシアムによる参加の場合には、建設会社に対する工事成績とは別に、建設コンサルタントに対し設計部分の業務成績評価を実施する。
- ⑤コンソーシアムによる参加の場合には、建設コンサルタントからの見積書の写しを発注者に提出させることとし、契約後、当該見積額による契約・支払について建設会社に対して履行を求め、適正な理由なしに履行されない場合は工事成績を減点する。

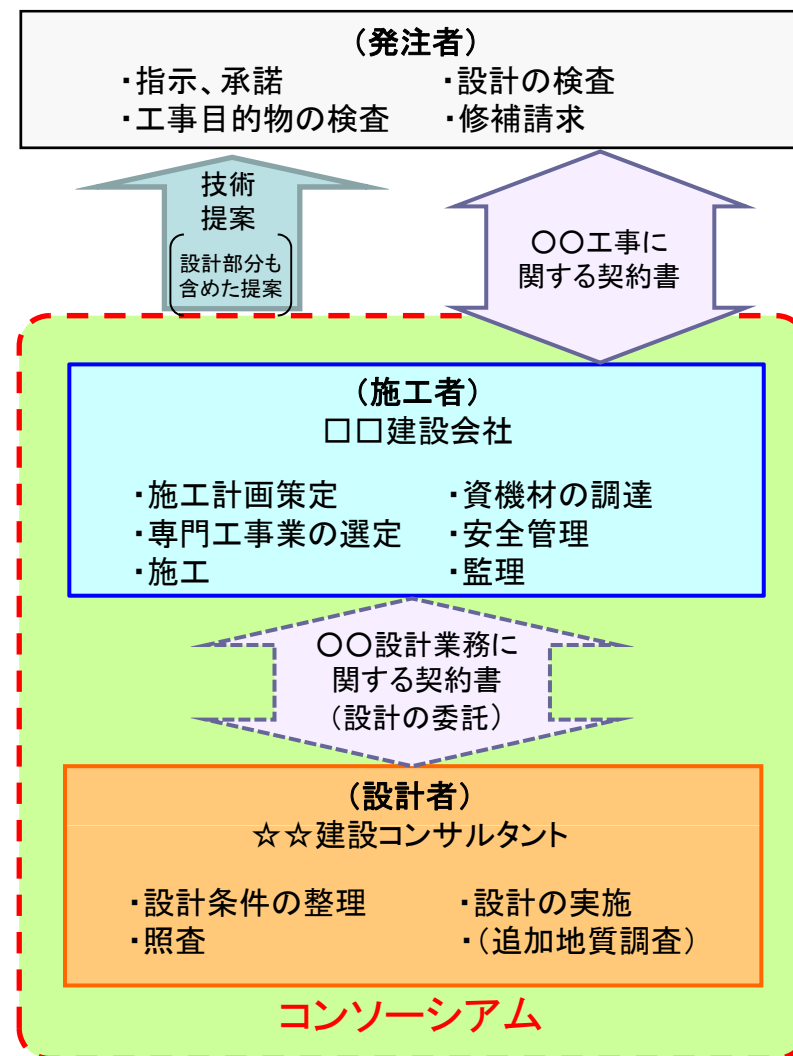
### 1. 目的

本運用ガイドラインは、設計・施工一括発注方式等において、建設会社だけでなく、建設コンサルタントと建設会社の企業連合(コンソーシアム)による参加も可能とするための手続き等を規定する際の参考として策定したものである。

### 2. 運用ガイドラインの主なポイント

#### (1)コンソーシアムの形態

コンソーシアムとは、建設会社と工事の設計について委託される建設コンサルタントによって構成されるグループの形態とする。



—本運用ガイドラインにおけるコンソーシアムの形態—

### (2)対象工事

対象工事は、設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式を適用させる土木関係工事とする。

### (3)競争参加者

競争参加者として、建設会社だけでなく、コンソーシアムによる参加も認める。

－試行工事の競争参加者－

競争参加者	施工担当	設計担当
設計を自ら行う 予定の施工者	建設会社	
設計を設計者に委託する 予定の施工者 ＜コンソーシアム＞	建設会社	建設コンサルタント

## 2. 建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン(案)について

設計を自ら行う予定の施工者及び設計を設計者に委託する予定の施工者の入札時の主な手続きは以下のとおり。

### 設計を自ら行う 予定の施工者

#### ① 競争参加資格申請書 及び資料の提出時

<P6 (4)競争参加資格の確認>

自らが競争参加資格を有することを証明する申請書及び資料を作成し、発注者へ提出する。

※原則設計を委託することを認めない

#### ② 技術提案の提出時

<P9 (5)総合評価における技術提案の審査・評価>

設計に関する技術提案及び施工に関する技術提案を自ら作成し、発注者へ提出する。

#### ③ 設計に関する見積書 提出時

入札書提出時  
or  
積算のための見積提出を  
求めた場合はその提出時

<P10 (8)設計に関する見積書の提出>

自らが設計を行う旨を文書により発注者に提出する。

### 設計を設計者に委託する 予定の施工者 <コンソーシアム>

自らに加え、建設コンサルタントや建設コンサルタントが配置する設計に関する技術者も含めて競争参加資格を有することを証明する申請書及び資料を作成し、発注者へ提出する。

※原則建設コンサルタントの変更を認めない

建設コンサルタントが作成する設計に関する技術提案と自らが作成する施工に関する技術提案を合わせたものを発注者へ提出する。

建設コンサルタントから提出された設計に関する見積書の写しを発注者に提出する。

### (4)競争参加資格の確認

コンソーシアムとして参加する場合、建設会社に課する競争参加資格要件に加え、建設コンサルタントに対しても競争参加資格要件(建設コンサルタント及び建設コンサルタントの技術者に対する同種・類似の設計実績等)を課す。

－競争参加者に対する競争参加資格要件－

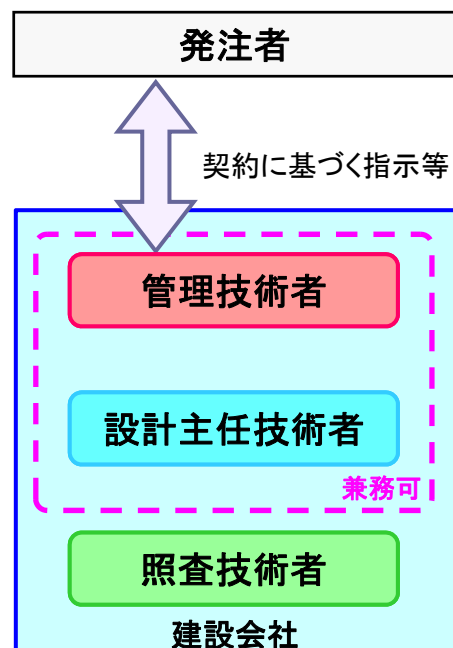
競争参加者に対する 競争参加資格要件	設計を自ら行う 予定の施工者	設計を設計者に委託する 予定の施工者 ＜コンソーシアム＞	
	建設会社	建設会社	建設コンサルタント
工事に関する競争参加資格 (工事实績など)	○	○	—
当該工事における設計の必要度・重要度に基づき 設定する同種又は類似の設計実績を有すること	—	—	○
当該工事に係る基本・予備・その他 設計業務の受注者でないこと	○	○	○
当該工事に係る発注者支援業務 <sup>※)</sup> の受注者でないこと	○	○	○
競争参加する複数の施工者からの 設計受託を予定していないこと	—	—	○
指名停止を受けていないこと	工事	○	—
	コンサル	—	○

○:適用する —:適用しない

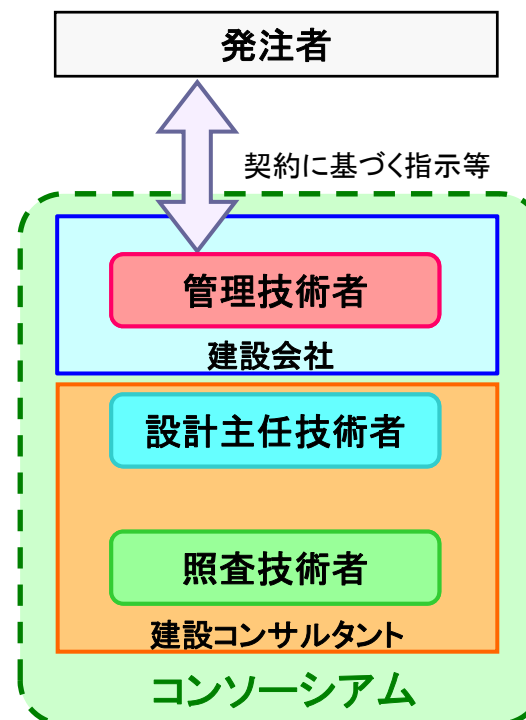
※) 技術審査業務および積算支援業務に限る

設計に関する技術者として管理技術者、設計主任技術者、照査技術者（以下「設計技術者」という。）の配置を求める。

### 設計を自ら行う場合



### 設計を設計者に委託する場合



**管理技術者** : 設計の進捗の管理を行う（発注者は、管理技術者に対して契約に基づく指示等を行う）

**設計主任技術者** : 設計の技術上の管理を行う

**照査技術者** : 設計成果物の技術上の照査を行う

— 配置する設計技術者 —



## 2. 建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン(案)について

### －設計技術者に対する競争参加資格要件－

設計技術者に対する 競争参加資格要件		設計を自ら行う 予定の施工者	設計を設計者に委託する 予定の施工者 ＜コンソーシアム＞	
		建設会社	建設会社	建設コンサルタント
管理 技術者	当該工事における設計の必要度・重要 度に基づき設定する資格を有すること	○	○	不可
設計 主任 技術者	当該工事における設計の必要度・重要 度に基づき設定する資格を有すること	○	不可	○
	当該工事における設計の必要度・重要 度に基づき設定する同種又は類似の 設計実績を有すること	—		○
	手持ち業務量	—		○
照査 技術者	当該工事における設計の必要度・重要 度に基づき設定する資格を有すること	○	不可	○
	当該工事における設計の必要度・重要 度に基づき設定する同種又は類似の 設計実績を有すること	—		○
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者は、管理技術者に対して指示等行うものとする</li> <li>・管理技術者と設計主任技術者は兼ねることができる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者は、管理技術者に対して指示等行うものとする</li> </ul>


○:適用する —:適用しない

### (5)総合評価における技術提案の審査・評価

総合評価における技術提案として、設計に関する技術提案も求め、コンソーシアムとして参加する場合は、その技術提案を建設コンサルタントが作成する。また、その技術提案を適切に評価するため、コンソーシアムとして参加する建設コンサルタントの設計技術者に対し、当該工事の技術対話やヒアリングへの同席を求める。

－高度技術提案型における技術提案に関する評価項目の例－

分類	評価項目		配点
	定性評価	定量評価	
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト(維持管理費)	50点
工事目的物の性能・機能の向上	構造の成立性		
	品質管理方法		
	景観		
社会的要請への対応		機械設備等の処理能力	
		施工期間(日数)	
	貴重種等の保護・保全対策		
	汚染土壌の処理対策		
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策		
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO <sup>2</sup> 排出量	
	現道の交通対策	交通規制期間	
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH値、SS値	

 : 設計に関する評価項目と考えられる領域

### (6)設計に関する成績評定

コンソーシアムとして参加する場合、建設コンサルタントに対して、設計に関する成績評定を委託業務等成績評定要領に準じて行う。

### (7)手持ち業務量

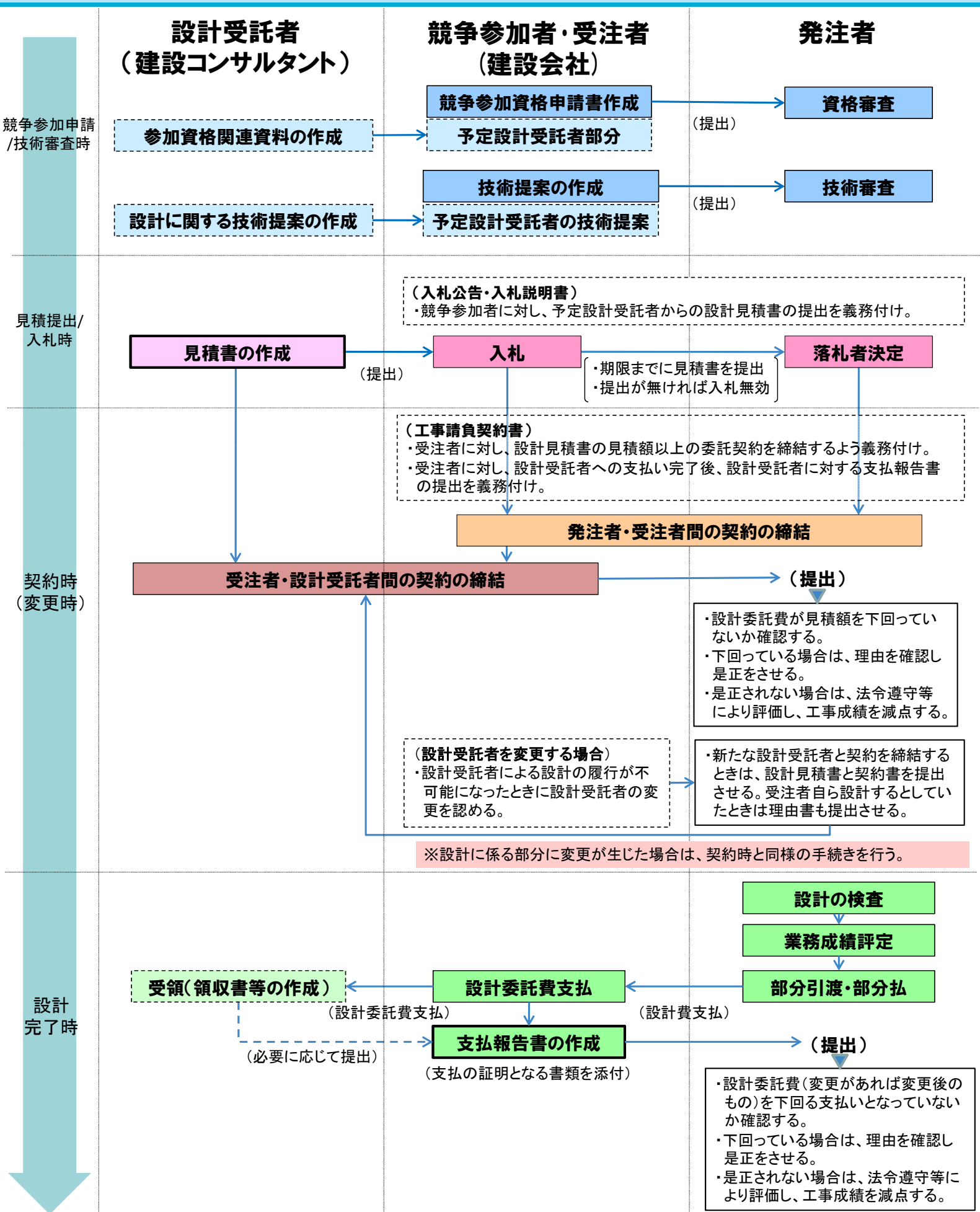
コンソーシアムとして参加する場合、設計については、発注者による設計の承諾時までは、建設コンサルタントの手持ち業務量として扱い、設計の承諾後は手持ち業務量として扱わない。

### (8)設計に関する見積書の提出

コンソーシアムとして参加する場合、建設コンサルタントからの設計に関する見積書の写しを提出させることとし、当該見積額による契約・支払いについて、受注者である建設会社に対して履行を求め、適正な理由なしに履行されない場合は工事成績を減点する。

※その他参考資料として、契約書・入札説明書・特記仕様書の記載例、様式、入札説明書例等を添付。

## 2. 建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン(案)について



一設計受託者を活用した入札・契約・支払いフロー

### 3. 第3回懇談会における意見及び対応(案)

番号	第3回懇談会における意見	対応(案)
1	<p>◆競争参加資格の確認において、コンソーシアムで入札参加する場合は、建設コンサルタントの設計技術者の設計実績を要件として求めるのに対し、建設会社のみで入札に参加する場合は、要件として適用しないのは、片手落ちであり、コンソーシアムで参加する場合も要件として求めないのが公平性の観点から適切ではないか。 (廣谷委員)</p>	<p>・コンソーシアムで参加する場合、建設コンサルタントにとっては、設計の業務成績評価により実績として認められ、設計の見積額による契約・支払いについて、発注者が受注者である建設会社に対して履行を求めるというメリットがあることから、享受するメリットとのバランスを考慮すると入札時に建設コンサルタントのみに実績を求めることも妥当性があると考えています。</p>
2	<p>◆コンソーシアム方式という名称について、(設計を担当する建設コンサルタントが施工を担当する建設会社の下請になるということを踏まえると、)名前を変えた方がよいのでは。 (草柳委員)</p>	<p>・ガイドラインの名称は「設計・施工一括発注方式等における建設コンサルタント活用に関する運用ガイドライン」とします。 ガイドラインの中においては、検討の段階ではコンソーシアムとしていくつかの形態を検討し、結果として現状に落ち着いた経緯についても記載しており、また、コンソーシアムの定義付けを明確にしていることから、コンソーシアムの名称はそのまま使用することにします。</p>